

企画競争説明書

業務名称：モロッコ国公平な教育振興プロジェクトフェーズ2

調達管理番号：22a00991

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとなります。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月22日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年3月22日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モロッコ国公平な教育振興プロジェクトフェーズ2

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)
- (●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2023年7月～2028年3月

【オプション・契約期分けを行う場合】

以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年7月～2024年7月(13ヶ月)

第2期：2024年8月～2026年7月(24ヶ月)

第3期：2026年8月～2028年3月(20ヶ月)

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限しません。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の36%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の4%を限度とする。

【第2期】

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の20%を限度とする。

【第3期】

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の24%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の16%を限度とする。

4. 担当部署・日程

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Tashiro.Junko@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 3月 28日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 3月 29日 12時
3	質問への回答	2023年 4月 3日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 4月 14日 12時
6	プレゼンテーション	2023年 4月 19日 14時～16時
7	評価結果の通知日	2023年 4月 25日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先 : e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料
「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
 - 2) 見積書（本見積書及び別見積書）
 - ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
 - ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
 - ③ 本文：特段の指定なし
 - ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
 - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
 - ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
 - 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- (4) 提出書類
- 1) プロポーザル・見積書
 - 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
 - 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

- (1) 評価配点表以外の加点について
評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、

加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「モロッコ国公平な教育振興プロジェクトフェーズ2」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

モロッコでは、1999年から2009年までを「モロッコ教育の10年」と定め、基礎教育へのアクセス改善に取り組んだ後、アクセスの公平性や質の向上を目的に、「教育緊急計画」（2009-2012年）、「中期開発計画2013-2016」、「優先施策2015-2018」を実施。現在は、国民教育・職業訓練・高等教育・科学研究省（以下、「教育省」という）が、「教育改革の戦略的ビジョン2015-2030」の下、①学校教育の公平性と機会均等、②万人のための質の高い学校教育、③個人と社会の発展のための学校教育に取り組んでいる。

これらの一連の政策により、初等教育の純就学率は99.1%、修了率は97.1%（2019年、世界銀行）となった一方、中等教育の純就学率は依然64.5%（2018年、世界銀行）に留まり、国際学力テストにおける読解・理数の順位は最下位5ヶ国以内（Progress in International Reading Literacy Study (PIRLS) 2016では、4年生の読解が参加50カ国中48位。Trends in International Mathematics and Science Study (TIMSS) 2019では、4・8年生の算数・理科が、いずれも最下位5カ国以内¹）となっている。また、COVID-19拡大に伴って、教育省は、デジタル・デバイドによる教育格差を防ぐために、大手通信事業者の協力を得て、同省のオンライン教材配信サイトの利用に際しての通信料を無料としたが、各世帯における通信機器や設備の欠如・不足により、日常的に遠隔授業を受けられたのは小学生で48%、中学生で51%であった（2020年、モロッコ計画高等弁務官）。

このような教育の質の格差の緩和のため、モロッコ政府は、我が国へ技術協力として「公平な教育振興プロジェクトフェーズ2」を要請した。

¹ いずれも国際教育到達度評価学会（The International Association for the Evaluation of Educational Achievement IEA）

なお、我が国は、モロッコに対して、「対モロッコ王国国別開発協力方針（2020年9月）」及び「対モロッコ王国事業展開計画（2020年9月）」において、小目標の一つに基礎教育を据え、地方部への基礎教育の拡充や質の改善などへの支援を行っていくことにより、社会・地域格差是正に寄与する方針としている。

国際協力機構（JICA）は近年、2004年3月L/A調印「地方部中学校拡充事業（MR-P20）」や2013年12月L/A調印「基礎教育セクター支援事業」（以下、「MR-H1」という）にて、地方部での学校建設による基礎教育の拡充に取り組み、「公平な教育振興プロジェクト」（以下、「PEEQ1」という）（2014-2018年）や「算数教育における児童の基礎学力を保障する学校教材の普及・実証・ビジネス化事業」（2021-2022年）にて、モデルや教材の開発等を通じた基礎教育の質の改善に取り組んでいる。また、MR-H1の後継事業として2022年7月「基礎教育の学習環境改善のための開発政策借款（MR-C3）」にL/A調印しており、本事業と連携して、学校改善プロジェクトの機能化と学力格差是正モデルを通じた基礎教育の質の改善に取り組んでいる。

各援助機関は、WBのESPやそのTAを中心に教育の質やそれを支えるガバナンスの改善に取り組むが、子どもの学びへの直接的な介入や学校レベルでのガバナンス強化の取り組みは十分でない。

本プロジェクトでは、改良・効果検証・教員養成／研修への統合による学力格差是正モデルの強化と、学校交付金に過度に依らない、教育・学習の質の改善の側面からの学校改善プロジェクトのモデル強化により、算数教育の質の改善に資する取り組みの小中学校での継続的な実施を図る。

第3条 プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

公平な教育振興プロジェクトフェーズ2

（2）上位目標

プロジェクト対象地域において、初等・前期中等算数教育・学習の質及び公平性が改善される。

（3）プロジェクト目標

プロジェクト対象地域において、初等・前期中等算数教育・学習の質の改善に資する取り組みが各校の正課内外で継続的に実施される。

（4）期待される成果

成果1：プロジェクト対象地域の小中学校において、学力格差是正モデルに基づき、算数教育が実施される。

成果2：プロジェクト対象地域の小学校において、学校改善プロジェクトの枠組みで、算数教育・学習の質及び公平性の改善に資する活動が実施される。

（5）活動

【成果1に係る活動】

活動1-1：小学校での学力格差是正モデルの実施状況及び効果発現状況、課題を調査する。

活動1-2：学力格差是正モデルを改良する。

活動1-3：小中学校算数教育用の学力格差是正モデルを試行する。

活動1-4：小中学校算数教育用の学力格差是正モデルを効果検証する。

活動1-5：小中学校算数教育用の学力格差是正モデルを全国普及する。

活動1-6：学力格差是正モデルに係る研修モジュールを、州教育訓練職員センター（CRMEF）の教員養成・研修に組み込む。

活動1-7：新前期中等算数カリキュラム開発における方針書の作成作業を支援する。

活動1-8：学力格差是正モデルを前期中等算数カリキュラムに統合する。

【成果2に係る活動】

活動2-1：小学校での学校改善プロジェクトの実施状況及び効果発現状況、課題を調査する。

活動2-2：他機関の実施する中学校での学校改善プロジェクト機能化の取り組みと成果を調査する。

活動2-3：地域関係者との協働を通じた、算数教育・学習の質及び公平性の改善に資する活動の実施によって、学校改善プロジェクトを強化する。

活動2-4：小学校の学校改善プロジェクト機能化モデルを試行する。

活動2-5：小学校の学校改善プロジェクト機能化モデルを効果検証する。

活動2-6：小学校の学校改善プロジェクト機能化モデルを全国普及する。

活動2-7：学校運営委員会の法的枠組み策定プロセスを支援する。

活動2-8：小学校の学校改善プロジェクト機能化モデルに係る研修モジュールを、州教育訓練職員センター（CRMEF）の教員養成・研修に組み込む。

（6）対象地域

ラバト・サレ・ケニトラ州²、他1州

モデル開発のためのパイロット対象地域はラバト・サレ・ケニトラ州とし、モデルの効果検証のためのパイロット対象地域は事業初年度の詳細計画策定フェーズ中に選定する。

（7）プロジェクト期間

2023年7月～2028年1月

（この内、詳細計画策定フェーズを2023年7月～2024年6月とする。）

² ラバト・サレ・ケニトラ州：7県、州全体で初等599校・中等148中校。

(8) 関係官庁・機関 (C/P)

モロッコ国国民教育・就学前・スポーツ省 (MENPS)

第4条 業務の目的

モロッコ国「公平な教育振興プロジェクトフェーズ 2」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき、C/P と協働し業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、JICA がモロッコ政府と締結済みの R/D に基づいて実施される「公平な教育振興プロジェクトフェーズ 2」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 段階的な計画策定によるプロジェクトの実施

本プロジェクトは、基本計画を策定した段階で協力を開始し、その後詳細計画を策定、本格活動を開始する。（下表参照）

基本計画策定フェーズ		
• 2021年6～7月	基本計画策定調査	JICA
• 2022年11月～2023年2月		
• 2023年3月	R/D署名	JICA
詳細計画策定フェーズ（2023年7月～2024年6月）		
• 2023年7月～2024年1月	詳細計画検討・提案	コンサルタント
• 2024年4月頃	詳細計画策定調査	JICA
• 2024年6月頃	改訂版 R/D 署名	JICA
本格活動実施フェーズ（2024年7月～2028年1月）		
• 2024年7月～2028年1月	本格活動実施	コンサルタント

協力期間のうち、2023年7月から2024年6月までの詳細計画策定フェーズは、2023年3月に署名済みの R/D に基づき、プロジェクトに係る現状・課題の調査・分析、モデルの改良・試行、および C/P との詳細計画の検討を行う。コンサルタントは、PDM・PO の改訂案、プロジェクトの詳細活動計画案、これに対応する技術協力の具体的な内容や方針を適宜提案すること。JICA は、コンサルタントによる調査・協議の結果に基づく R/D の改訂を C/P と合意するため、2024年4月頃に詳細計画策定調査を実施する。

2024年7月頃から2028年1月までの本格活動実施フェーズは、改訂版 R/D に基づいて活動を行う。については、契約履行期間は、学年度の開始終

了時期を踏まえつつ、概ね「詳細計画策定フェーズ」を第1期、「本格活動実施フェーズ」を第2期と第3期に分けて契約することとし、第2期以降の契約内容にはR/Dの改訂内容を反映する。

(2) プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力プロジェクトの実施においては、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化に応じ、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要である。

コンサルタントは、プロジェクトを取り巻く環境について情報収集を行い、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を詳細に管理し、プロジェクトの運営に関し、適時JICAに提言を行う。JICAは、コンサルタントからの提言について遅滞なく検討し、必要な対応（C/PとのR/D改訂、契約の変更等）を行う。

(3) 関係機関・官庁・機関のオーナーシップ醸成

本プロジェクトは、R/D署名者を教育省（MENPS）とし、計画策定やモデルの開発は教育省本省と協働するが、計画実施やモデルの試行・普及は地方教育行政機関（Académies Régionales de l'Éducation et de la Formation (AREF)、Direction Provinciale de l'Éducation (DP)、Centre Régional des Métiers de l'Éducation et de la Formation (CRMEF)）³と協働、あるいはそれら機関が主体となることが期待される。プロジェクト活動の計画策定・実施においては、先方関係者のオーナーシップの醸成に十分に留意し、プロジェクト終盤にはモデルの全国普及の計画策定や実施を先方関係者が主体的に行えるようになることを目指す。

なお、C/Pは、カリキュラム局の総括のもと、協力・私学振興局や戦略・統計・計画局等関係部局の省内横断的な実施体制となっている。PEEQ1以降の省内環境の変化を押さえ、柔軟かつ冷静な対応で本実施体制の立上げや滑り出しを支援し、その後のオーナーシップの醸成に繋げること。

(4) モデルの自立性・再現性・持続性・普及性の重視

本プロジェクトで開発した介入モデルとその活動が、プロジェクト終了後もパイロット地域の内外を問わず継続して効果を発現し、モロッコにおける算数教育・学習の質を改善していくように、プロジェクト期間中からコンサルタントの介入がなくとも意図する通りにパイロット地域内外の学校現場で活動が実施され、効果を発現することを確認する必要がある。モデルの開発にあたっては、実施の主体者は地方教育行政機関および学校現

³ AREF：教育・人材育成地域アカデミー、DP：県教育局、州教育訓練職員センター（CRMEF）

場にいる校長・教員・児童生徒・地域住民であること、その実施者の財政面・技術面・体制面（研修・モニタリング支援等含む）を念頭に置き、モデル活動の自立性（プロジェクトの介入なしで実施できること）・再現性（プロジェクトが意図した通りに実施されること）・持続性（プロジェクト終了後も実施され続けること）・普及性（パイロット地域以外でもパイロット地域と同様に実施されること）の担保に最大限努めること。また、モデルの試行においては、自立性・再現性・持続性・普及性の観点から、試行結果を検証し、モデルの最終化に活かすこと。

（５）基本計画策定結果

活動 1-7 における前期中等カリキュラム改訂支援に関しては、教育省からは基本計画策定調査やモロッコ事務所とのコミュニケーションを通じて早期支援開始が繰り返し求められている。基本計画策定調査（第 2 回）実施時点では、USAID による支援が開始されつつあることが確認されていることを踏まえ、本事業においては、事業開始後の最優先事項として対応する。

また、学校改善プロジェクト（SIP）に関しては、MCC による普及モデルが既に承認済みであることから、教育省はその枠組みの再改訂や改良には否定的である。他方、2022 年 11 月承認の「ロードマップ 2022-2026」では、「子どもに届く教育活動の徹底」が謳われることから、少なくとも当面は課外を含む学習支援活動を通じた総合的な学力改善が求められる。これらの背景事情を加味し、本事業においては実質的なモデル強化に向けた積極的な提案に期待する。

（６）開発政策借款「基礎教育の学習環境改善のための開発政策借款（MR-C3）」⁴との連携

本プロジェクトの当初計画と並行して、JICA は開発政策借款「基礎教育の学習環境改善のための開発政策借款（MR-C3）」に L/A 調印している。同借款案件は、財政支援を通じて、子どもの基礎的な算数学習能力向上の取り組みを支援することにより、モロッコの基礎教育分野の質の改善を図り、もって同国の社会開発及び経済安定に寄与するものである。同借款案件の政策マトリクス上の政策アクションが本プロジェクトの目標達成を後押しし、また本プロジェクトの活動が同借款案件の指標達成に繋がる等、双方が有機的に連携して、モロッコの算数・数学教育・学習の質を向上させるように設計している。

他方、2022 年 11 月～2023 年 2 月にかけて実施したオンラインによる基本計画策定調査においては、上述の通り本事業との連携による達成促進を想定した政策アクション 7「学力改善手法のモデルを取り込み改訂された

⁴ https://www.jica.go.jp/press/2022/20220706_41.html

初等教育算数カリキュラムの実施状況アセスメントが完了する」及び政策アクション12「初等及び前期中等教育における学校改善プロジェクトの実施状況アセスメントが実施される」（いずれも、2022年12月までの達成が目標として設定された第二トランシェ・ディスバースに係るアクション）が、本プロジェクトの開始が遅れたために未達成であることが確認された。

本事業の実施においては、同借款案件の政策マトリクスを確認し、第二及び第三トランシェの本プロジェクトと関連した一部政策アクションの達成に向け、本プロジェクトの活動を通して教育省を側面的に支援すること。

本事業の実施においては、同借款案件の政策マトリクスを確認し、その指標の達成に向け、本プロジェクトの活動を通して教育省を側面的に支援すること。

(7) モロッコの教育セクターにおける他援助機関の取組

他援助機関は、基礎教育の課題に下記の通り対応している。なお、モロッコ教育セクターにおける主要な援助機関は世界銀行（WB）、国連児童基金（UNICEF）、ヨーロッパ連合（EU）、仏国開発庁（AFD）、英国外務省（UK）、米国国際開発庁（USAID）、米国政府機関・Millennium Challenge Corporation（MCC）である。本事業の実施においては、これら他援助機関の取組の動向に留意し、本事業の成果拡大に資する連携案や、本事業の活動と重複し得る他援助機関の活動があれば、適時 JICA 本部及びモロッコ事務所と協議すること。

■ 基礎教育へのアクセス：

中等教育へのアクセス改善のため、MCC が校舎の修繕を実施。また、中でも遠隔地の女子生徒のアクセス改善のために、AFD が財政支援や校舎の建替え、UNICEF が啓発活動を実施している。

■ 基礎教育の質：

WB がその教育支援プログラム（Education Support Program（以下、「ESP」という））の成果領域（RA）の一つに教員の能力強化を設定し、ESP の技術支援（以下、「TA」という）を UK、EU が担っている。UK は教員採用試験における教員としての社会情動的な資質の計測手法の導入、EU は教員養成や現職教員研修における指導法や研修内容・教材の改善を実施している。また、UNICEF が中等教育改革の支援を計画している。

他方、子どもの学びに直接介入する支援はなく、USAID が中等教育においてアラビア語・英語・理科等のカリキュラム改訂支援を実施している。

■ 基礎教育のガバナンス：

WB は ESP の成果領域（RA）の一つに行政の能力強化も設定し、国・州・県・学校の各レベル間での Performance Contract（PC）の締結を進めている。その TA として UK はチェンジマネジメントの専門家を設置、業務所掌の明確化や目標達成のボトルネック特定などを実施し、EU も今後支援を予定し

ているが、学校レベルでのガバナンス強化に係る TA は十分でない。MGC が、中学校長の能力強化や補助金の支給を通して、学校運営の仕組みである学校改善プロジェクト（SIP）の機能化に中等教育で取り組んでいるが、補助金支給を前提とした同モデルの全国展開及び初等教育への拡張にあたっては、財務局より財政面からの懸念が指摘されている。

第7条 業務の内容

【全体に係る業務】

（1）ワークプランの作成・協議・共有

日本国内で入手可能な資料・情報（他国の類似案件を含む）を整理し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法（技術移転の手法、援助協調への取り組み方法、実態（ベースライン）状況の把握方法と調査項目案等を含む）、実施体制案、業務工程計画等を作成し、JICA 本部（人間開発部）の承認を得た上で、ワークプランとして取りまとめ、C/P と協議・意見交換し、C/P の意向を踏まえて完成させる。

また、教育セクターの他援助機関を対象に、既存の会合の機会等を活用し、C/P と共同で、ワークプランに基づき JICA 支援概要を説明し意見交換を行い、関係者間の共通認識を醸成する。

（2）プロジェクト実施体制の整備（関係者の職務・役割分担の明確化）

締結済みの R/D の記載事項を前提に、本プロジェクトの実施体制の確認のため、C/P とともに関係者の職務と役割分担を検討し、関係者間で明確にして文書として取りまとめる。なお、C/P 以外の関係者からの理解や積極的な関与を促すため、職務、役割分担を合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：以下、「JCC」という）にて周知するとともに、教育省から必要な通達等が発出されるよう支援する。

なお、「第6条 実施方針及び留意事項」（3）に記載の通り、C/P、はカリキュラム局の総括のもと、協力・私学振興局や戦略・統計・計画局等関係部局の省内横断的な実施体制となっている。基本計画策定調査を通じて省内の関係性や調整力に課題が確認されていることも踏まえ、事業開始後早急かつ慎重に事業実施体制を整備することが求められる。

また、基本計画策定調査の結果、中央教育省において教育訓練プログラムを所掌する国立教育イノベーション研究センター（Centre National des innovations pédagogiques et de l'expérimentation: CNIPE）を R/D 添付の実施体制及び JCC 構成員上として記載していないため、活動 1-6・2-8 に関する管轄についてはプロジェクト開始時に改めて確認・協議を行うこと。

（3）合同調整委員会（Joint Coordination Committee: JCC）の開催

本プロジェクトでは合同調整委員会（JCC）を設置し、少なくとも半年に1回程度開催、必要に応じてプロジェクトに関する重要事項に係る意思決定をする（構成員については配布資料の M/M を参照のこと）。また、JCC では、プロジェクトの進捗や懸念事項、成果の発現に資する提案等を関係者間で共有・協議し、その結果を適宜業務計画に反映させる。

なお、詳細計画策定フェーズにおいては、序盤・中盤・終盤の計3回を目安に JCC を開催し、業務計画の策定、進捗確認、重要事項の決定等を行う。

第1回：PO の確定、関係者の職務・役割分担の周知等

第2回：活動進捗の確認、調査結果を踏まえた提言（ver.1）、その協議等

第3回：試行結果を踏まえた提言（ver.2）、その協議等

- (4) 詳細計画策定に向けた、調査結果を踏まえた提言（ver.1）及び試行結果を踏まえた提言（ver.2）の作成・協議

詳細計画策定フェーズにおいては、同期間の前半で実施する調査の分析結果等をもとに、学力格差是正モデルの改善策及び学校改善プロジェクトの強化策の提言（ver.1）を作成し、素案について JICA 本部の承認を得た上で、第2回 JCC にて発表、協議し、同期間の後半で実施する試行内容を合意し、10～20 頁程度の報告書にまとめる。本提言は、同期間の後半で実施する試行の分析結果をもとに更新して ver.2 を作成し、ver.1 と同様に JICA 本部の承認を得て、第3回 JCC にて発表、協議し、本格活動実施フェーズでの活動内容案として合意し、10～20 頁程度の報告書にまとめる。各報告書の項目は、JICA 本部に事前に相談すること。

- (5) モニタリングシートの作成・協議

プロジェクト開始時に、R/D 署名時に合意した PDM、PO に係る現状を確認した上で、変更の必要性について JICA 本部に報告し、JICA 本部から提供されるフォーマットに基づき、モニタリングシート（Ver.0）を作成する。その後も、作成の都度、R/D 署名時に合意した PDM、PO の変更の必要性がないか確認し、変更する必要がある場合には JICA と協議すること。

プロジェクト期間中に予定されている半年に一度の定期モニタリングに際しては、業務に関連した資料等を整理・提供し、C/P と共同してモニタリングシートを作成し、JICA に提出する。また、JICA 本部からの現地調査が実施される場合、必要な便宜を供与する。

- (6) プロジェクト業務進捗報告書・事業完了報告書の作成・協議

本プロジェクト第1期・第2期契約終了時には、C/P と共に、それぞれプロジェクト進捗報告書を作成し、合同調整委員会（JCC）等にて関係者と協議し、プロジェクト進捗状況を共有する。

本プロジェクト第3期契約終了時には、JICA 指定のフォーマットに基づいて、プロジェクト事業完了報告書を作成・協議し、プロジェクト内外の関係者に対して、プロジェクト活動報告や成果共有のためのワークショップ、プロジェクト最終報告会等を開催する。

(7) 広報活動の実施

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容及びその成果をモロッコ及びわが国両方の国民各層に正しく理解してもらえるよう、現場の様子の動画撮影・活用等を通して可視化し、効果的な広報に努めること。本プロジェクトに関する JICA のウェブサイト（日本語・英語）では、活動の進捗状況等を広報することし、各種セミナーや国際会議等でも、プロジェクトの成果を積極的に発表することを勧奨する（JICA が記事の執筆や発表等を依頼する場合もある）。

業務期間中は、広報活動の全体方針並びに具体的な使用媒体とその活用方法に関し、JICA 本部に対して提案すること。

(8) 本業務に関連する会議への出席

本業務に関連した JICA や C/P、関係機関との会議には適宜出席し、会議資料及び議事録を作成・提出すること。会議を円滑に進めるために、資料各機材の活用等を図り、問題事項及び方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明する。会議の結果、合意に至る事項があれば、メモランダムを取り交わす等、必ず文書で確認することとする。

【成果1に係る業務】《詳細計画策定フェーズ》〈第1期〉

(1) 学力格差是正モデルの現状・課題の調査

本プロジェクトは、PEEQ1 終了後3年以上経過しての開始となるため、先行プロジェクト PEEQ1 差是正モデルの現在の実施状況・効果発現状況を十分に確認、調査する。調査対象は、ラバト・サレ・ケニトラ州（RSK 州）の AREF・DP と小学校とし、調査計画は、調査結果を基に自立性（プロジェクトの介入なしで実施できること）・再現性（プロジェクトが意図した通りに実施されること）・持続性（プロジェクト終了後も実施され続けること）の観点から同モデルの改善点を整理できるように、以下を参考に検討、提案すること⁵。

《AREF・DP》

- 調査対象： RSK 州の AREF・DP
- 調査項目：

⁵ 記載内容を参考に、調査計画につきプロポーザルにて提案すること

- ① AREF・DPの学力格差是正モデルの実施体制（関係機関・個人、責任分担、関係機関・個人の能力強化の方法、それらに関する法的枠組みや公的文書、等）
 - ② AREF・DPの学力格差是正モデルに係る過去3年間の予算措置・支出実績
 - ③ AREF・DPの学力格差是正モデルに係る過去3年間の研修・モニタリング支援の計画・実績
 - ④ ステップ（既習事項確認テストの結果分析、基礎学力習熟活動、治療的指導、学習効果確認）別の学力格差是正モデルの実施状況（実施の有無・品質）
 - ⑤ PEEQ/PEEQ1対象校全61校と非対象校の初等教育最終学年の県試験・既習事項確認テスト（算数）の平均正答率の過去5年推移
- ・ 調査方法： 視学官へのインタビュー、学校改善プロジェクトの各校の報告書、初等教育最終学年の県試験・既習事項確認テスト（算数）の集計結果
 - ・ 備考： 調査では既存のデータを収集するため、調査開始前にデータの存在有無をAREF・DPと確認し、当初想定 of データが存在しない場合は代替データの収集を検討し、それによって調査目的の達成を目指すこと。

《小学校》

- ・ 調査対象： RSK州のPEEQ1対象校のうち、各県5校（本校2校・分校3校）、計30校（本校12校・分校18校）
- ・ 調査項目：
 - ① ステップ（既習事項確認テストの結果分析、基礎学力習熟活動、治療的指導、学習効果確認）別の学力格差是正モデルの実施状況（実施の有無・品質）PEEQ1
- ・ （参考）PEEQ1における調査方法： 学校視察、校長・教員へのインタビュー

（2）学力格差是正モデルの改良・試行

上記（1）での調査結果を踏まえてJCCで合意された提言内容（ver.1）に基づき、PEEQ1における初等算数学力格差是正モデルのカリキュラム統合を最大限に活用し、前期中等算数に適用可能なモデルを試行する。学力格差是正モデルは児童・生徒の基礎学力の定着による底上げを支援するものであるため、前期中等算数に適用可能な形に改良するといえど、そのモデルで使用する教材は初等算数の学習内容と想定される。教材及び教材使用ガイドの開発にあたっては、JICAのプロジェクト研究「算数学習用標準問題集の開発」（2021年5月～2022年3月）の成果品等、効果の検証さ

れている既存の教材の活用を検討し、効率的かつ効果的なモデルの改良計画を提案すること。試行計画は、以下を参考に検討、提案すること⁶。

- 試行対象： RSK 州の小学校のうち、PEEQ1 非対象校 10 校、RSK 州の中学校 10 校、計 20 校
- 試行方法： モデルの実践方法に係る研修を研修講師に対して実施して以降は、研修講師による教員への研修、各校での教員によるモデルの実践はモニタリングに徹し、自立性・再現性・持続性・普及性の観点から同モデルの更なる改善点を特定する。なお、研修・モニタリングの具体的な計画については、PEEQ1 の実績や他国のコミュニティ協働型アプローチの仕組みを加味しつつ、教育省と協議の上で計画すること。

(3) 前期中等算数カリキュラム改訂支援

PEEQ1 では、学力格差是正モデルを初等算数カリキュラムに統合している。教育省は現在、前期中等課程のカリキュラム改訂を計画しており、本事業においても支援が要望されている。

本事業では、初等と前期中等のカリキュラムの整合性を担保し、前期中等算数における同モデルの全国普及の足場を築くべく、前期中等算数カリキュラムに同モデルを統合できるよう推進する。また、教育省がカリキュラム改訂の方針書を作成するにあたり、改訂の方向性や改訂すべき学習内容に係る助言を行う⁷。これらの活動により、教育省の要望である前期中等カリキュラム改訂に対する支援を行う。

なお、前期中等カリキュラム改訂は当初 2021/2022 学年度から 3 年かけて実施予定としていたが、2023 年 1 月の基本計画策定調査時でカリキュラム改訂に関連する他機関 (USAID) の支援が開始している状況である。そのため、明示的に確認はできていないものの、教育省による改訂作業も開始していることが予想される。本事業においては、開始後早期にカリキュラム改訂作業に関連する教育省及び他機関の活動進捗を確認すること。また、確認した結果と教育省との協議に基づき、適したタイミングでカリキュラム改訂に係る活動を開始すること。

(4) 本邦研修の実施

本プロジェクトの C/P に対し、下記の目的で本邦にて研修を実施する。

⁶ 記載内容を参考に、モデルの改良・試行計画につきプロポーザルにて提案すること。

⁷ 前期中等算数カリキュラム改訂に係る方針書作成支援の計画や具体的方策があれば、プロポーザルにて提案すること。

- 目的：前期中等算数カリキュラム改訂に向けて、カリキュラム策定の手法やカリキュラムの現場での実践を支援する方策について学び、カリキュラム素案を作成する。
- 留意点：
 - ① 研修参加者は最大 15 名とする。
 - ② 研修期間は 4 週間（座学 1 週間、演習 3 週間）程度とする。
 - ③ 教育省の前期中等カリキュラム改訂スケジュールに鑑み、研修時期は可能な限り早い時期に設定する。

「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017 年 6 月）を参照の上、見積を行うこと。宿泊や国内での移動手配などの研修員の「受入業務」及び「研修監理」は JICA 国内機関が担当する。本契約では実施業務（研修対象者の選定支援、研修内容・日程・カリキュラムの作成、講師・面談者・見学実習先等の手配、カリキュラム関連資料の作成、来日前説明、来日カリキュラムの実施、実施報告書の作成）を行うこととし、実施業務に関連する経費を積算すること⁸。

【成果 1 に係る業務】《本格活動実施フェーズ》〈第 2 期〉

（1）学力格差是正モデルの改良・試行・効果検証

詳細計画策定フェーズの（2）での試行の分析結果を踏まえて JCC で合意された提言内容（ver. 2）に基づき、学力格差是正モデルを再度改良し、第 2 対象州⁹にて試行、この試行を活用して効果検証を実施する。この効果検証は、予算及びロジスティクスの観点から、成果 2 に係る活動での効果検証と組み合わせて実施する想定であるため、詳細は後段の【成果 2 に係る活動】の《本格活動フェーズ》の項目を確認のこと。なお、より効率的・効果的な効果検証の実施方法があれば、提案すること¹⁰。

（2）前期中等算数カリキュラム改訂支援

詳細計画策定フェーズから継続して、前期中等算数カリキュラムに学力格差是正モデルを統合できるように推進する。

【成果 1 に係る業務】《本格活動実施フェーズ》〈第 3 期〉

⁸ 現時点で想定可能な研修計画があれば、プロポーザルにて提案すること。

⁹ 第二対象州（モデルの効果検証のためのパイロット対象地域）は、事業初年度の詳細計画策定フェーズ中に選定する。

¹⁰ 効果検証の方法・計画につき、具体的にプロポーザルにて提案すること。また、現時点でより効率的・効果的な効果検証の実施方法があれば、併せてプロポーザルにて提案すること。

(1) 学力格差是正モデルの普及

学力格差是正モデルの全国普及に向けて、C/P の普及計画の策定を支援する。普及予算はモロッコ側の負担事項としているが、JICA は、本プロジェクトと並行して実施中の開発政策借款「基礎教育の学習環境改善のための開発政策借款 (MR-C3)」において、(一部対象州で) 学力格差是正モデルにかかる教員研修の推進等を掲げていることから、双方が有機的に連携するように設計している。MR-C3 のモニタリングを担うモロッコ事務所に適宜情報共有を行いながら、教育省が本プロジェクトに関連する政策アクションを確実に達成できるよう働きかけること。また、必要に応じて MR-C3 の進捗や内容を踏まえた業務を行っていくこと。

普及計画の実施にあたっては、現場での実践や効果の発現を確認し、リスクや課題を検知した際には C/P と共に対策を検討して講じ、プロジェクト終了後にも学力格差是正モデルが継続して全国で効果を発現する土台を形成する。

(2) 学力格差是正モデルに係る研修モジュールの CRMEF 教員養成・研修への導入

学力格差是正モデルの全国普及後も、新任教員が同モデルを習得、教室で実践できるように、各 CRMEF の研修講師への研修と、研修モジュールの教員養成・研修計画への導入を支援する。

2025/26 学年度から 2026/27 学年度に、RSK 州の CRMEF で研修モジュールの小規模な試行を複数回実施して研修モジュールを確立、同 CRMEF での研修モジュール実施体制を整え、教員養成・研修計画の策定を支援する。これと並行して第 2 対象州の CRMEF への研修モジュール導入パッケージを開発し、プロジェクト終了後にも第 2 対象州を始めとする RSK 州以外の CRMEF によって研修が実施される土台を形成する。

(3) 前期中等カリキュラム改訂支援

詳細計画策定フェーズから継続して、前期中等算数カリキュラムに学力格差是正モデルを統合できるように推進する。

【成果 2 に係る業務】《詳細計画策定フェーズ》〈第 1 期〉

(1) 学校改善プロジェクトの現状・課題の調査

学校改善プロジェクトの支援については、PEEQ1 では、優良実践のためのガイドブックやマニュアルを整備した。本プロジェクトでは、全校に満額支給できる予算措置がなく支給の滞る学校交付金に依らず、各校が学校改善プロジェクトに取り組むことで、児童の学習成果を改善していくための支援が期待される。他方、中等分野では米国政府機関・Millennium Challenge Corporation (MCC) が 3 州 (タンジェ=テトワン=アル・ホセ

イマ州、フェズ＝メクネス州、マケラシュ＝サフィー州）で各州 30 校、計 90 校で学校改善プロジェクトを強化するパイロット活動を実施している上、教育省は学校改善プロジェクトの枠組み自体への介入を本プロジェクトには望んでいないことから、本プロジェクトは、初等分野、かつ、教育・学習の質の改善の側面に限定して介入することとなった。

まずは、学校改善プロジェクトの現在の実施状況・効果発現状況、課題を確認すべく、本プロジェクトの介入対象である初等分野と、MCC がすでに介入を実施している中等分野の双方を調査する。調査対象は、ラバト・サレ・ケニトラ州（RSK 州）の AREF・DP と小学校と、MCC 介入州の AREF・DP と中学校とし、調査計画は、調査結果を基に、自立性・再現性・持続性・普及性の観点から学校改善プロジェクトの強化可能な点を整理できるようにする¹¹。なお、中等分野の調査対象校は、業務開始後に C/P と協議して、調整すること。

1) 初等分野での学校改善プロジェクトの調査

《AREF・DP》

- 調査対象： RSK 州の AREF・DP
- 調査項目：
 - ① 学校改善プロジェクトの実施体制（関係機関・個人、責任分担、関係機関・個人の能力強化の方法、それらに関する法的枠組みや公的文書、等）
 - ② ステップ（年間活動計画の策定、教育局による承認、職能開発実践共同体での情報交換、県教育局への報告）別の学校改善プロジェクトの実施状況の集計（実施の有無・品質）
 - ③ 学校改善プロジェクトの各校予算額、リソース（ヒト・モノ・カネ）
- 調査方法： AREF・DP へのインタビュー、学校改善プロジェクトに係る公的文書、各校の計画・報告の取りまとめ文書

《小学校》

- 調査対象： RSK 州の PEEQ1 対象校のうち、各県 3 校（本校 1 校・分校 2 校）、計 12 校（本校 4 校・分校 8 校）
- 調査項目：
 - ① ステップ（年間活動計画の策定、教育局による承認、職能開発実践共同体での情報交換、県教育局への報告）別の学校改善プロジェクトの実施状況（実施の有無・品質）
 - ② 学校改善プロジェクトの各校予算額、リソース（ヒト・モノ・カネ）

¹¹ 記載内容を参考に、調査計画につきプロポーザルにて提案すること。

③ 学校改善プロジェクトでの教育・学習の質の改善のための取組み、課題・成果

- 調査方法： 学校視察、校長・教員・学校運営委員会・補助金を運営管理する協会へのインタビュー、学校改善プロジェクトの各校の計画書・報告書

2) 中等分野での学校改善プロジェクトの調査

《MCC・MCA》

- 調査対象： MCC・MCA
- 調査項目：
 - ① 学校改善プロジェクトの実施体制（関係機関・個人、責任分担、関係機関・個人の能力強化の方法、それらに関する法的枠組みや公的文書、等）
 - ② ステップ（年間活動計画の策定、教育局による承認、職能開発実践共同体での情報交換、県教育局への報告）別の学校改善プロジェクトの実施状況の集計
 - ③ 学校改善プロジェクトの各校予算額、リソース（ヒト・モノ・カネ）
 - ④ 学校改善プロジェクトでの教育・学習の質の改善のための取組み、課題・成果
 - ⑤ 活動段階別（講師研修、校長・教員研修、補助金の支給等）の MCC・MCA の介入度合い
 - ⑥ 学校改善プロジェクトに関する研修モジュールの普及状況（各種モジュール毎の普及状況、研修対象者別の内容、研修・説明会開催状況等）
- 調査方法： MCC・MCA へのインタビュー、MCC・MCA の計画書・報告書

《AREF・DP》

- 調査対象： MCC 介入州の AREF、介入県の DP
- 調査項目：
 - ① ステップ（年間活動計画の策定、教育局による承認、職能開発実践共同体での情報交換、県教育局への報告）別の学校改善プロジェクトの実施状況の集計
 - ② 学校改善プロジェクトの各校予算額、リソース（ヒト・モノ・カネ）
 - ③ 学校改善プロジェクトでの教育・学習の質の改善のための取組み、課題・成果

④ 活動段階別（講師研修、校長・教員研修、補助金の支給等）の MCC・MCA の介入度合い

- 調査方法： AREF・DP へのインタビュー、学校改善プロジェクトに係る公的文書、各校の計画・報告の取りまとめ文書

《中学校》

- 調査対象： MCC 介入州の介入校 5 校、非介入校 5 校
- 調査項目：
 - ① ステップ（年間活動計画の策定、教育局による承認、職能開発実践共同体での情報交換、県教育局への報告）別の学校改善プロジェクトの実施状況（実施の有無・品質）
 - ② 学校改善プロジェクトの各校予算額、リソース（ヒト・モノ・カネ）
 - ③ 学校改善プロジェクトでの教育・学習の質の改善のための取組み、課題・成果
 - ④ 活動段階別（講師研修、校長・教員研修、補助金の支給等）の MCC・MCA の介入度合い
- 調査方法： 学校視察、校長・教員・学校運営委員会・学校支援協会へのインタビュー、学校改善プロジェクトの各校の計画書・報告書

（2）学校改善プロジェクトの強化・試行

上記（1）での調査結果を踏まえて JCC で合意された提言内容（ver. 1）に基づき、学校改善プロジェクトを機能化するモデルを開発し、試行する。現時点の想定では、同モデルは、学校の課題の透明化を図ることで、コミュニティ協働を促進し、補助金に過度に依らない学校改善プロジェクトの実施を実現するものである。具体的には、学年度の開始時に既習事項確認テスト等を通じて児童の学力にかかる課題を特定、学校活動計画の策定時に教員・保護者・地域住民が一堂に会する集会を開催して課題を全関係者で共有、（エビデンスに基づき有効性が確認されている）解決策を協議し、活動計画にまとめて全関係者で承認することを通じて、同計画の実施時に課題解決に向けた学校-コミュニティ間の協働を実現、同計画の実施結果の報告時に協働の成果（学力にかかる課題の解決）を全関係者間で共有することで協働を加速させていくというものである¹²。

- 試行対象： RSK 州の学力格差是正モデルの試行対象小学校 10 校
- 試行方法： モデルの実践方法に係る研修を研修講師に対して実施して以降は、研修講師による校長・教員・学校運営委員会への研修、各校でのモデルの実践はモニタリングに徹し、自律性・再現性・持続性

¹² 記載内容を参考に、試行計画につきプロポーザルにて提案すること

の観点から同モデルの改善点を特定する。なお、研修・モニタリングの具体的な計画については、PEEQ1の実績や他国のコミュニティ協働型アプローチの仕組みを加味しつつ、教育省と協議の上で計画すること。

(3) 学校運営委員会の法的枠組み策定プロセスの支援

基本計画策定調査にて、教育省は学校運営委員会の法的枠組みを変更し、学校運営委員会に補助金を直接交付できるようにする意向であることを確認している。この法的枠組み策定のスコープとスケジュールを確認し、本プロジェクトの成果2に係る活動の一環として支援する余地があるか否かをJICAに報告する。

【成果2に係る業務】《本格活動実施フェーズ》〈第2期〉

(1) 学校改善プロジェクト機能化モデルの改良・試行・効果検証

詳細計画策定フェーズの(2)での試行の分析結果を踏まえてJCCで合意された提言内容(ver.2)に基づき、学校改善プロジェクト機能化モデルを改良し、第2対象州にて試行、この試行を活用して効果検証を実施する。この効果検証は、予算及びロジスティクスの観点から、成果1に係る活動での効果検証と組み合わせて実施する想定である。

効果検証の設問は「モロッコの小学校において、学力格差是正モデルと学校改善プロジェクト機能化モデルを合わせて導入すると、両モデルどちらも導入しない場合と比べ、児童の数学の学力は向上するか」とする。効果検証の確定事項は、次の通り¹³。

- 介入対象の選定プロセス：

第2対象州は、オリアンタル州、ベニ・メラル＝ヘニフラ州、ドラア＝タフィラルト州、スース＝マサ州の4州からG/Pと協議して選定することが確定している。この4州は、西サハラ地域を除く9州のうち、MCC介入州の3州（タンジェ＝テトワン＝アル・ホセイマ州、フェズ＝メクネス州、マケラシュ＝サフィー州）とPEEQ1介入州の2州（カサブランカ＝セタット州、ラバト＝サレ＝ケニトラ州）を除いたものである。第2対象州内の対象校の選定方法は、業務開始後にG/Pと協議して決定するが、確証度の高い効果検証を実施できるように、ランダムサンプリングでの合意を目指す。

- 利用可能なデータ：

¹³ 効果検証の方法・計画につき、具体的にプロポーザルにて提案すること。また、現時点でより効率的・効果的な効果検証の実施方法があれば、併せてプロポーザルにて提案すること。

モロッコでは学年度の開始時に既習事項確認テスト、また初等最終学年に県試験を実施しているため、これらテスト結果の学校別データが存在している可能性が高い。それ以外のデータについては現時点で確認できているものはない。

- タイムフレーム :

モデルの全国普及を 2024/25 学年度に開始する想定のため、それまでにモデルの効果が検証されている必要がある。

以上を踏まえて、試行計画は、以下を参考に検討、提案すること。

- 試行対象校 :

第 2 対象州の小学校のうち、C/P と合意した方法（ランダムサンプリングが望ましい）で選定された、介入群と対照群の小学校各数十または数百校。サンプルサイズは、上記情報を基に計算すること。

- 試行方法 :

モデルの実践方法に係る研修を研修講師に対して実施して以降は、研修講師による教員への研修、各校での教員によるモデルの実践はモニタリングに徹し、自立性・再現性・持続性・普及性を担保して両モデルを効果検証できる試行とする。

(2) 学校運営委員会の法的枠組み策定プロセスの支援

詳細計画策定フェーズの（3）での確認結果を踏まえて、本格活動フェーズにて学校運営委員会の法的枠組み策定プロセスを支援することに合意した場合、学校改善プロジェクト機能化モデルの開発・普及で得られた知見を基に、枠組みの方向性や枠組みに内包されるべき要素に係る助言を行う。

【成果 2 に係る業務】《本格活動実施フェーズ》〈第 3 期〉

(1) 学校改善プロジェクト機能化モデルの普及

学校改善プロジェクト機能化モデルの全国普及に向けて、C/P の普及計画の策定を支援する。普及予算はモロッコ側の負担事項としているが、JICA は本プロジェクトと並行して実施中の開発政策借款「基礎教育の学習環境改善のための開発政策借款（MR-C3）」において、（一部対象州で）学校改善プロジェクトの予算化や実施等を掲げていることから、双方が有機的に連携するように設計している。MR-C3 の政策アクションのモニタリングを担うモロッコ事務所に対して適宜情報共有・提言を行いながら、教育省が本プロジェクトに関連する政策アクションを確実に達成できるよう働きかけること。また、必要に応じて MR-C3 の進捗や内容を踏まえた業務を行っていくこと。

普及計画の実施にあたっては、現場での実践や効果の発現を確認し、リスクや課題を検知した際にはC/Pと共に対策を検討して講じ、プロジェクト終了後も学校改善プロジェクト機能化モデルが継続して全国で効果を発現する土台を形成する。

(2) 学校改善プロジェクト機能化モデルに係る研修モジュールのCRMEF 教員養成・研修への導入

学校改善プロジェクト機能化モデルの全国普及後も、新任校長・教員が同モデルを各校で実践できるように、各CRMEFの研修講師への研修と、研修モジュールの教員養成・研修計画への導入を支援する。

2025/26 学年度から 2026/27 学年度に、RSK 州の CRMEF で研修モジュールの小規模な試行を複数回実施して研修モジュールを確立、同 CRMEF での研修モジュール実施体制を整え、教員養成・研修計画の策定を支援する。これと並行して第 2 対象州の CRMEF への研修モジュール導入パッケージを開発し、プロジェクト終了後も第 2 対象州を始めとする RSK 州以外の CRMEF によって研修が実施される土台を形成する。

(3) 学校運営委員会の法的枠組み策定プロセスの支援

詳細計画策定フェーズの(3)での確認結果を踏まえて、本格活動フェーズにて学校運営委員会の法的枠組み策定プロセスを支援することに合意した場合、学校改善プロジェクト機能化モデルの開発・普及で得られた知見を基に、枠組みの方向性や枠組みに内包されるべき要素に係る助言を行う。

第 8 条 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。各期の最終成果品は業務進捗/完了報告書とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議や国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

	報告書等	提出時期	部数
第 1 期契約	業務計画書（第 1 期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：電子データ
	ワーク・プラン(詳細計画策定フェーズ)	業務開始から約3ヵ月後	和文：電子データ 仏文：電子データ
	モニタリングシートVer.1	2024年1月頃	和文：電子データ 仏文：電子データ

	モニタリングシートVer. 2	2024年7月頃	和文：電子データ 仏文：電子データ
	プロジェクト業務進捗報告書 (第1期)		和文：4部 仏文：10部 電子データ
第2期契約	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：電子データ
	ワーク・プラン（本格活動実施フェーズ）	業務開始から約3ヵ月後	和文：電子データ 仏文：電子データ
	モニタリングシートVer. 3	2025年1月頃	和文：電子データ 仏文：電子データ
	モニタリングシートVer. 4	2025年7月頃	和文：電子データ 仏文：電子データ
	モニタリングシートVer. 5	2026年1月頃	和文：電子データ 仏文：電子データ
	モニタリングシートVer. 6	2026年7月頃	和文：電子データ 仏文：電子データ
	プロジェクト業務進捗報告書 (第2期)		和文：4部 仏文：10部 電子データ
第3期契約	業務計画書（第3期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：電子データ
	モニタリングシートVer. 7	2027年1月頃	和文：電子データ 仏文：電子データ
	モニタリングシートVer. 8	2027年7月頃	和文：電子データ 仏文：電子データ
	プロジェクト事業完了報告書	2028年3月頃 なお、ドラフトを3ヶ月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：4部 仏文：10部 電子データ

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は、当機構とコンサルタントで協議、確認する。

報告書全体を通して、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、仏文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する仏文により作成すること。

(2) 技術協力作成資料

業務を通じて作成された資料を、業務管理報告書及び事業完了報告書に添付して提出する。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 活動に関する写真
- WBS
- 業務フローチャート

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	学力格差是正モデルの現状・課題の調査計画	第7条 業務の内容 【成果1に係る業務】《詳細計画策定フェーズ》〈第1期〉(1) 学力格差是正モデルの現状・課題の調査
2	学力格差是正モデルの改良・試行計画	第7条 業務の内容 【成果1に係る業務】《詳細計画策定フェーズ》〈第1期〉(2) 学力格差是正モデルの改良・試行
3	前期中等カリキュラム改訂に係る方針書作成支援の計画や具体的方策	第7条 業務の内容 【成果1に係る業務】《詳細計画策定フェーズ》〈第1期〉(3) 前期中等算数カリキュラム改訂支援
4	本邦研修計画	第7条 業務の内容 【成果1に係る業務】《詳細計画策定フェーズ》〈第1期〉(4) 本邦研修の実施
5	学力格差是正モデルの効果検証方法・計画	第7条 業務の内容 【成果2に係る業務】《本格活動実施フェーズ》〈第2期〉(1) 学力格差是正モデルの改良・試行・効果検証
6	学校改善プロジェクトの現状・課題の調査計画	第7条 業務の内容 【成果2に係る業務】《詳細計画策定フェーズ》〈第1期〉(1) 学校改善プロジェクトの現状・課題の調査

7	学校改善プロジェクトの強化・ 試行計画	第7条 業務の内容 【成果2に係る業務】《詳細計画策定 フェーズ》〈第1期〉(2) 学校改善 プロジェクトの強化・試行
8	学校改善プロジェクト機能化モ デルの効果検証方法・計画	第7条 業務の内容 【成果2に係る業務】《本格活動実施 フェーズ》〈第2期〉

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：算数・数学教育に係る業務（学校運営及びコミュニティ協働に関連があることが望ましい）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／算数・数学教育
- 学校運営
- モニタリング・評価

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 61.60 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／算数・数学教育）】

- ① 類似業務経験の分野：算数・数学教育に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ③ 語学能力：フランス語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：学校運営】

- ① 類似業務経験の分野：学校運営に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語（フランス語ができることが望ましい）

（フランス語の語学力認定証を有する場合は、英語の認定証のみならず、フランス語の認定証も提出すること）

【業務従事者：モニタリング・評価】

- ① 類似業務経験の分野：教育改善計画等のモニタリング及び評価に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価なし
- ③ 語学能力：評価なし

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご留意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。
（詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html）

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年7月に業務を開始し、2024年7月及び2026年7月頃にプロジェクト業務進捗報告書、2028年3月頃にプロジェクト事業完了報告書を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 79.50 人月（現地：71.00人月、国内8.50人月）

本邦研修（または本邦招へい）に関する本邦受入れ期間中の人月1.5人月を含む（受入期間中の報酬は定額計上に含まれる）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。業務従事者の中に仏語によるコミュニケーションが困難な団員が含まれる場合には、関連する業務に際して通訳を備上してください（現地での備上を想定）。

- ① 業務主任者/算数・数学教育（2号）
- ② 教員研修
- ③ 学校運営（4号）
- ④ コミュニティ協働
- ⑤ モニタリング・評価（4号）

3) 渡航回数を目途 全38回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を想定している業務は特にありませんが、必要と考える再委託業務のある場合は提案してください。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 基本計画策定結果（協議議事録 M/M を含む）

2) 公開資料

- モロッコ国「公平な教育振興プロジェクト」業務完了報告書（2018年9月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000038023.html>
- アフリカ・中東地域「基礎教育協力のインパクト拡大のための情報収集・確認調査」業務完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000045441.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。執務スペースにて利用する家具、事務機器、Wi-Fiに関しては、購入の可能性も踏まえ、定額計上としています。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇄*語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	確認中
5	事務機器（コピー機等）	確認中
6	Wi-Fi	確認中

(6) 安全管理

業務従事者は、業務実施に際して安全対策についても万全を期す必要がある。特に安全対策に関するJICAモロッコ事務所からの指示に従うとともに、JICAが設定する安全官基準を厳守すること。現地の治安状況については、在モロッコ日本国大使館やJICAモロッコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、日常的に治安情報の収集に努めること。また、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。JICAモロッコ事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（ URL：
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

404,128,000円（税抜）

なお、定額計上分 13,941,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、

プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料等翻訳費	第2章 特記仕様書案 第8条 報告書等	150,000円	作成した資料の翻訳・校閲に係る費用	一般業務費
2	報告書翻訳費	第2章 特記仕様書案 第8条 報告書等	1,250,000円	作成した報告書の翻訳・校閲に係る費用	報告書作成費
2	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	直接経費と受入期間の業務人月	12,000,000円	受入業務期間の1.5人月4,358千円、謝金、資料作成費、交通費等7,642千円（研修員旅費等は別）。	報酬 国内業務費
3	執務室関連費	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件(5)対象国の便宜供与	541,000円	執務室用家具、インターネット、印刷機	一般業務費

(5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄パリ⇄ラバト

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／算数・数学教育</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>学校運営</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>モニタリング・評価</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
 2. 実施方法： Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注）JICA在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上